

各 位

会 社 名 京セラ株式会社
代表者名 取締役社長 久芳 徹夫
(コード番号 6971 東証・大証 第 1 部)
問合せ先 取締役 執行役員常務 青木 昭一
(TEL (075) 604-3500)

AVX Corporation による「ニューベッドフォード湾包括的環境対策補償責任法適用地」
に関する米国環境保護局およびマサチューセッツ州政府との和解について

平成 24 年 10 月 10 日（米国時間）に、当社の米国における連結子会社の AVX Corporation は、米国マサチューセッツ州ニューベッドフォードにある「ニューベッドフォード湾包括的環境対策補償責任法適用地」の環境汚染浄化に関して、以下の開示をいたしましたので、お知らせいたします。

— AVX Corporation による「ニューベッドフォード湾包括的環境対策補償責任法適用地」
に関する米国環境保護局およびマサチューセッツ州政府との和解について —

AVX Corporation（以下「AVX」といいます。）は、2012 年 10 月 10 日（米国時間）に、米国マサチューセッツ州ニューベッドフォードにある「ニューベッドフォード湾包括的環境対策補償責任法適用地」（以下「本件港湾」といいます。）において米国環境保護局が継続中の浄化作業に関して、金銭的和解に至ったことを公表しました。

AVX が本件港湾に関与した要因は、AVX の法的な前身会社とされる Aerovox Corporation が、1930 年代後半から 1970 年代前半まで、本件港湾の近隣地域で液体充填コンデンサの製造を行っていたことによるものです。当該製造工場をその後所有した会社は、解散または倒産しました。AVX 自体は、このような種類のコンデンサをこれまでに製造したことはなく、現在も製造していません。

1983 年に提起された訴訟に際して、AVX は、米国政府とマサチューセッツ州政府による港湾の汚染浄化作業と天然資源に対する損害に関する申立てについて 1992 年に和解しました。この和解は同意判決とされ、港湾の汚染浄化作業と天然資源に対する損害賠償のために、AVX は利息を含め 72 百万米ドルを支払いました。また、この和解は、米国環境保護局が AVX に新たな法的手続きを開始することを認める交渉再開条項を含んでおり、一定の状況の下で、米国環境保護局が AVX に対して浄化作業の実施または追加費用の支払いを要求する権利を認めていました。

2012 年 4 月 18 日、米国環境保護局は、AVX に対して、上記の交渉再開条項を発動し、AVX に港湾浄化の残作業を命じる行政命令を発令しました。

調停を含む当事者間の和解交渉を経て、AVX が 366.25 百万米ドルとこれに対する利息を支払うことで、米国環境保護局とマサチューセッツ州政府と現在の和解に至りました。当該支払いは、向こう 2 年にわたり 3 回に分けて行われ、米国環境保護局とマサチューセッツ州政府が浄化作業を完了するために利用されます。また、米国環境保護局は、行政命令を取り下げる予定です。

この合意内容は、1992 年の同意判決を修正する補足的同意判決となり、将来の浄化作業の再開に関する政府の権利を失わしめる内容を含みます。米国環境保護局は、この補足的同意判決をマサチューセッツ地区の合衆国連邦地方裁判所に提出しました。これには 30 日間のパブリックコメント期間が設けられる予定です。この和解が最終的なものとなるためには、連邦裁判所の承認が必要となります。

以上

将来予想に関する注意事項：

この資料に記載されている記述には、1934 年米国証券取引所施行 21E 条に定義される「将来予想に関する記述」(forward-looking statements)が含まれています。かかる将来予想に関する記述は、現時点で入手できる情報に鑑みて当社が予想を行い、所信を表明したものです。これらの将来予想に関する記述は、既知及び未知のリスク、不確実な要因及びその他の要因を含んでいます。これらのリスク、不確実な要因及びその他の要因は以下のものを含みますが、これらに限られるものではありません。

- (1) 当社の主要市場である日本、北米、欧州及びアジアの経済状況
- (2) 当社が事業を行う国及び地域における経済・政治・法律面の諸条件及びその想定外の変化
- (3) 円高、政治・経済情勢、関税及び不十分な知的財産権等の保護等が当社製品の輸出に及ぼす影響
- (4) 為替レートの変動が当社の海外資産の価値または製品価格に及ぼす影響
- (5) 製品価格、技術革新、製品開発、品質、納期等の面における競争の激化
- (6) 外部委託先や社内工程における製造の遅延または不良の発生
- (7) 電力不足や電力費の上昇が当社の生産活動及び販売活動に及ぼす影響
- (8) 生産及び開発能力の拡大または現在進行中の研究開発が期待される成果を生み出さない事態
- (9) 買収した会社または取得した資産から期待される成果や事業機会が得られない事態
- (10) 科学技術分野等の優れた人材の確保が困難となる事態
- (11) 当社の企業秘密が漏洩または知的財産権が侵害される事態
- (12) 当社が知的財産権侵害に関連する要求または特許実施許諾料の請求を受ける可能性
- (13) 国内外の環境規制による賠償責任の発生及び関連費用の負担
- (14) 意図しない法規制への抵触または想定していない法規制の導入が当社の事業活動を制約する状況
- (15) テロ行為、疾病の発生等が当社の市場及びサプライチェーンに及ぼす悪影響
- (16) 地震等の自然災害及びこれに付随する災害によって当社の事業関連施設、サプライヤー及び顧客、並びに社会資本及び経済基盤等が甚大な被害を受ける事態
- (17) 当社の顧客の財政状態の悪化により売掛債権の回収が困難となる事態
- (18) 当社が保有する投資有価証券等の時価の下落に伴う減損処理の可能性
- (19) 当社の長期性資産、営業権、無形資産の減損処理の可能性
- (20) 繰延税金資産及び法人税等の不確実性
- (21) 会計基準の変更

これらのリスク、不確実な要因及びその他の要因により、当社の実際の業績、事業活動、展開又は財政状態は、これらの将来予想に関する記述に明示又は黙示される将来の業績、事業活動、展開又は財政状態と大きく異なる場合があります。当社は、この資料に記載されている将来予想に関する記述についてこれらの内容を更新し公表する責任を負いません。